2027年日本サーキットトライアル選手権規定

2020年 4月 2日制　定
2021年 1月 1日施　行
2021年 8月12日制　定
2022年 1月 1日施　行
2022年 8月 2日制　定
2023年 1月 1日制　定
2024年 1月 1日施　行
2024年 7月26日制　定
2025年 1月 1日施　行
2025年 8月19日制　定
2026年 1月 1日施　行
2026年 7月23日制　定
2027年 1月 1日施　行

第１章　総則

一般社団法人日本自動車連盟（以下「ＪＡＦ」という）は、2027年（以下「当該年」という。）のサーキットトライアル競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本サーキットトライアル選手権規定を制定する。

日本サーキットトライアル選手権競技は「ＦＩＡの国際モータースポーツ競技規則に準拠したＪＡＦの国内競技規則とその細則（本選手権規定およびスピード競技開催規定を含む）ならびに当該選手権競技会特別規則」に従って開催される。

第１条　選手権の区分

日本サーキットトライアル選手権は次の通り区分する。

地方選手権

地方選手権の呼称は、１サーキットで１シリーズを構成するものについては、開催されるサーキット名およびオーガナイザー名を付し、また、複数のサーキットで１シリーズを構成するものについては当該地方名を付する。

第２条　選手権競技会の格式

準国内競技または国内競技とする。

第３条　選手権競技会の数

各々最大開催数を10大会とする。

第４条　オーガナイザー

公認団体、加盟団体または公認クラブおよび加盟クラブが組織できる。

第５条　選手権の申請資格

第４条の団体またはクラブのみ申請することができる。

第６条　選手権の登録申請

選手権の登録申請は、国内スポーツカレンダー登録規定に従いカレンダー登録申請し、同時にＪＡＦ所定の申請方法に従って以下の事項を申請すること。

１．選手権の開催月日
２．選手権の開催場所
３．コース公認申請者の同意：
　カレンダー登録申請時点で当該選手権開催に有効なコース公認許可証を所持しているコース公認申請者の同意を必要とする（カレンダー登録申請者の競技会開催日に関する同意欄を使用することとする）。
４．その他必要事項

第７条　選手権開催日程

2027年１月１日～2027年12月31日

第８条　選手権の認定

ＪＡＦは、当該選手権として申請された中から日本サーキットトライアル選手権競技会に適合する競技会を当該選手権競技会として認定する。

当該選手権競技会として認定を受けるオーガナイザーは、選手権競技会に関するＪＡＦからの指示事項に従わなければならない。

ＪＡＦは競技会終了後選手権競技会としての要件を満たさなかったと判断した場合には、当該競技会のタイトルを取り消す場合がある。

第９条　選手権競技会の公示

ＪＡＦは、認定された選手権競技会を、当該年度の始めまでに公示する。

第10条　選手権競技会の組織許可申請

選手権として認定された競技会は以下の期日までにＪＡＦ所定の申請方法により組織許可申請書類を開催日の２ヶ月前までにＪＡＦに申請しなければならない。

第11条　参加車両

当該年度ＪＡＦ国内競技車両規則第３編スピード車両規定に適合したものとする。

第12条　選手権の部門およびクラス区分

１．部門：

第11条に基づき、下記２．の何れかに区分された部門により構成される。

２．クラス区分：

１）クラス区分は最大９区分以内とすること。クラス区分に際しては、単一部門内でクラス区分を組み合わせるのみでなく、異なる部門（Ｐ、ＰＮ、Ｎ、ＳＡ、ＳＡＸ、Ｂ、ＳＣ、Ｄ、ＡＥ）を合体してクラス区分を組み合わせることも認められ、また駆動輪別（前輪駆動、後輪駆動、２輪駆動、４輪駆動等）によるクラス区分を組み合わせることについても認められる。さらに選手権シリーズを通じて特定の制限を加えることも認められる。

２）当該シリーズを構成するオーガナイザー全ての同意を得ること。

３）上記１）および２）について、当該年の前年の11月15日までに、その内容を記した書面をＪＡＦに提出すること。

第13条　参加資格

当該年度有効なＪＡＦ競技許可証所持者とする。

第14条　参加台数

各選手権競技会の参加台数は原則として制限しない。

第15条　選手権シリーズおよび選手権競技の成立

１．選手権シリーズの成立

第12条で定められた各選手権競技会が当該年度で本条２．に従って３回以上開催されなければ当該各部門各クラスの選手権シリーズは成立しない。

２．選手権競技の成立

各競技会において各部門各クラス３台以上の出走を以って成立する。

第16条　選手権競技会の延期、中止、非開催

オーガナイザーは、登録された選手権競技会が延期、中止、開催不能の場合、その開催日の２ヶ月前までに理由を付してＪＡＦに届出を行い、承認を得たうえで、必要な公示を行わなければならない。

正当な理由なく認定された選手権競技会を中止、または開催しなかったオーガナイザーに対しては、次年度の選手権の登録申請を認めない場合がある。

また、ＪＡＦは組織許可申請以前の中止であっても、規則違反とみなし、罰則を適用することがある。

第17条　規則違反

１．選手権競技会に適用されるすべての規則または規定に対する違反があった場合、ＪＡＦは当該違反者に対し罰則を適用する。

２．道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）または国内競技車両規則に起因する失格を決定されたドライバーは、当該年度の全得点が無効となる場合がある。

第18条　選手権保持者の認定

１．ＪＡＦは第12条の各部門各クラスの最高得点者を地方選手権保持者として認定する。

２．得点合計の対象は、選手権として成立した当該クラスの競技会の70％（小数点以下四捨五入）とし、高得点順に合計する。ただし、開催された当該選手権クラスの競技会の合計数が５競技会に満たない場合は、開催されたすべての競技会が得点の対象となる。

３．複数の競技者が同一得点を得た場合は、下記に従い順位を認定する。

１）有効得点（選手権として成立した当該クラスの競技会数の70％（小数点以下四捨五入））の範囲内で高得点を得た回数の多い順に順位を決定する。

２）上記１）の回数も同一の場合、当該競技者が獲得したすべての得点のうち、高得点を得た回数の多い順に順位を認定する。

３）上記２）の方法によっても結果が出ない場合には、同順位として認定する。

ただし、下位の者の順位は繰り上げない。

例）２位が複数の場合：１位、２位、２位、４位

第19条　得点基準

各選手権競技会の各クラスごとに競技結果成績に基づき下記の得点を与える。

得点基準表：

順　位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得　点	20点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	3点	2点	1点

第20条　賞の授与

日本サーキットトライアル選手権保持者として認定された者に対し、ＪＡＦは資格認定証およびＪＡＦが別に定める「ＪＡＦモータースポーツ賞典規定」による賞典を与える。

第２章　競技に関する規定

第21条　順位の決定

原則として競技は２ヒートで行う。２ヒートのうち良好なヒートのタイムを採用し最終の順位（競技結果）とする。同タイムの場合は下記に従い順位を決定する。

１．セカンドタイムの良好な者。

２．排気量の小さい順。

３．競技会審査委員会の決定による。

第22条　競技会の成立、延期、中止、短縮

１．保安上または不可抗力のため競技会実施あるいは続行が困難になった場合、競技会審査委員会の決定により競技会の成立、延期、中止、短縮を行う場合がある。

２．競技は第１ヒートが終了した時点で成立する。

３．オーガナイザーは、競技会の延期のため参加者が出場できない場合、または中止の場合は参加料を返還すること。ただし、天災地変の場合はこの限りではない。

第３章　一般規定

第23条　保険

オーガナイザーは保険（共済制度を含む）に関し、自動車競技の組織に関する規定第８条２．に定める措置をとること。

第24条　競技会特別規則

オーガナイザーは、ＪＡＦの承認を得て当該選手権競技会の特別規則を発行すること。

第４章　選手権規定の施行に関する規定

第25条　本規定の特例

やむを得ない事情により、本選手権規定を適用できない場合には、ＪＡＦがその処置を決定する。

第26条　選手権規定の変更

ＪＡＦは年度途中においても本選手権規定を見直す場合がある。

第27条　本選手権規定の施行

本選手権規定は2027年１月１日から施行する。

ただし、第６条３.および第12条２.３）については、2026年８月１日から施行する。

以上